

平成 23 年度施策に関する事後評価書（案）
（修正箇所）

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省23-1)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり					
施策の概要	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、2050年に1990年比で温室効果ガス排出量80%削減を達成するとともに、社会経済構造の転換を促進しつつ、低炭素社会の構築を図る。また、気候変動予測、影響評価及び適応に関する知識の普及を通じ、地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適応できる社会づくりを促進する。					
達成すべき目標	2050年に1990年比で温室効果ガス排出量80%削減を達成する。 地域及び国レベルにおいて、気候変動に柔軟に適応できる社会づくりを促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	728,401	498,993	494,636
		補正予算(b)	-	0	0	0
		繰り越し等(c)	-	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	-	728,401	(※記入は任意)	
執行額(千円)	-	678,188	(※記入は任意)			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	地球温暖化対策基本法案					

測定指標	1 温室効果ガスの排出量(CO2換算ト)	基準値	実績値					目標値
		2年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	62年度
		12億6,100万	13億6,500万	12億8,100万	12億700万	12億5,800万	調査中	2億1,180万
		年度ごとの目標値						
	2 世界全体での低炭素社会の構築推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	LCS-RNet立ち上げ	年次会合(ベルリン)	年次会合(パリ)	-
		年度ごとの目標値						
	3 気候変動影響評価、適応策の推進	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	「気候変動への賢い適応」の策定	温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポートの作成	「気候変動適応の方向性」の策定	「適応への挑戦2012」の作成	-
		年度ごとの目標値						

目標の達成状況	<p>○我が国が地球温暖化対策に取り組むための基本的な要素を定めた地球温暖化対策基本法案については、平成22年3月に、第174国会に提出されたものの、同年6月に国会閉会に伴い審議未了にて廃案となった。その後、同年10月に、同法案を再度閣議決定して第176国会に提出し、同年12月には国会閉会に伴い継続審議となっている。</p> <p>また、平成22年4月に、中央環境審議会地球環境部会に中長期ロードマップ小委員会を設置。同小委員会において、平成22年3月に公表した中長期ロードマップ(小沢大臣試案)の精緻化を図り、平成22年12月には、「中間整理」を取りまとめた上で、地球環境部会に報告した。</p> <p>その後、平成23年7月に中長期ロードマップ小委員を改組し、2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会を設置。中長期的な低炭素社会構築に向けて2013年以降に実施すべき対策・施策に関する事項について審議を行った。</p> <p>○世界全体で低炭素社会の構築を推進するために、平成20年のG8環境大臣会合の議論を踏まえ、低炭素社会研究の推進と政策への反映を目的とした国際的な研究機関のネットワークである「低炭素社会国際研究ネットワーク(LCS-RNet)」が平成21年に発足し、現在は、G8加盟国を中心に7カ国の16研究機関が参加している。平成23年度は、9月に第3回年次会合をフランス(パリ)で開催した。さらに、アジア地域においても同様の低炭素社会研究に係るネットワークを構築すべく、平成22年度から23年度にインドネシア、タイ、カンボジア、マレーシアでワークショップを開催し、地域の能力開発への貢献と域内各国の研究者のネットワーク化を進めた。</p> <p>○国内における温暖化の影響と適応策に関する科学的知見を取りまとめたパンフレット『適応への挑戦2012』を作成し、国内における温暖化の影響と適応に係る普及啓発に努めた。アジア太平洋地域においても、前年度に引き続き、域内各国の適応関連の情報共有及び能力開発のためのネットワークである「アジア太平洋気候変動適応ネットワーク(APAN)」に主導的な立場で参加し、適応に係る我が国の知見やノウハウの情報発信を行い、域内各国の能力開発の支援を行った。また、平成24年3月には、アジア太平洋気候変動適応フォーラムを開催し、適応に係る知見の共有等を促進した。</p>
---------	--

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>○我が国は、温室効果ガスを2020年までに1990年比で、すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組の構築と意欲的な目標の合意を前提として25%削減するという中期目標、2050年に1990年比で80%削減する中という長期目標を掲げている。この削減目標を達成し、低炭素社会を実現するためには、平成24年(2012年)を期限とする現行の京都議定書目標達成計画に代わる計画を策定し、総合的・計画的な地球温暖化を進めていく必要がある。</p> <p>そのため、平成22年度には、中長期目標、基本原則、基本計画、基本的施策など、我が国が地球温暖化対策を進めていくための基本的な要素を定める地球温暖化対策基本法案を国会に提出し、その成立を期すとともに、中環審地球部会において中長期の地球温暖化に関する対策施策の姿(中長期ロードマップ)の精査を進めてきたところ。今後も、現行計画の最終年である平成24年度が間近に迫る中で、切れ目無く我が国の地球温暖化対策を進めていくため、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて白紙から見直すこととされたエネルギー政策と表裏一体で温暖化対策を検討する必要があることから、平成25年度(2013年度)以降の温暖化対策を総合的・計画的に推進する方策について検討を進めており、その検討においては中長期ロードマップ(中間整理)の内容を踏まえつつ、震災・原発事故を踏まえて見直しが必要である箇所の選別を行い、必要に応じて見直しをし、平成24年6月中央環境審議会地球環境部会で、2013年以降の対策・施策に関する報告書(地球温暖化対策の選択肢の原案について)をとりまとめた。今後、エネルギー・環境会議は、中央環境審議会等の関係会議体が策定した原案をとりまとめ、エネルギー・環境戦略に関する複数の選択肢を統一的に提示し、国民的な議論を進め、平成24年夏を目途に革新的エネルギー・環境戦略をまとめる予定。同戦略を踏まえ、早急に2013年以降の地球温暖化対策・施策に関する計画を策定する必要がある。</p> <p>○世界全体で低炭素社会を実現するためには、各国が参加する研究ネットワーク活動による低炭素社会研究の促進と、研究成果の政策への反映が重要である。このため、平成24年度以降も、引き続きLCS-RNetによる取組を進めるとともに、経済成長に伴う温室効果ガスの排出増が懸念されるアジア地域において、LCS-RNetのアジア版である「低炭素アジア研究ネットワーク(LoCARNet)」を構築し、域内各国の低炭素社会研究に係る連携と能力強化を促進する。</p> <p>○地球温暖化対策としては、排出削減と同時に、気候変動による影響の評価と適応策の推進が不可欠であり、影響評価と適応に係る取組を一層強力に推進することが必要である。このため、平成24年度は、文部科学省及び気象庁と連携しつつ、また、最新の知見を踏まえ、気候変動の観測・予測及び影響評価をまとめた統合レポートを作成する。更に、関係省庁と連携しつつ、気候変動及びその影響の予測評価方法の高度化と、我が国が今後取り組むべき適応策を取りまとめた「適応計画」の策定に着手する。また、アジア太平洋地域には、気候変動への脆弱性が高い地域や、温暖化の影響への適応のための能力の不足が懸念される国があることから、APANの活動を強化し、我が国の知見を各国と共有しつつ、途上国支援の取組を推進する。</p>
-------------------	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○平成22年4月から12月にかけて中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会を19回開催し、平成22年3月に公表された中長期ロードマップ(小沢大臣試案)の精緻化を行うため、学識者の意見を聴取した。</p> <p>○平成22年4月から12月にかけて中央環境審議会地球環境部会を4回開催し、中央環境審議会地球環境部会中長期ロードマップ小委員会で精緻化を行った中長期ロードマップについて審議を行った。</p> <p>○平成23年7月に中長期ロードマップ小委員を改組し、2013年以降の対策・施策に関する検討小委員会を設置。中長期的な低炭素社会構築に向けて2013年以降に実施すべき対策・施策に関する事項について審議を行った。</p> <p>○「賢い適応」、「温暖化の観測・予測及び影響評価統合レポート」、「気候変動適応の方向性」の作成にあたっては、いずれも専門家による検討会、委員会を設置し、会での議論を基に各報告書を作成した。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>低炭素社会推進室 研究調査室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>低炭素社会推進室長 土居 健太郎 研究調査企画官 福島 健彦</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>24年 6月</p>
--------------	---------------------------	---------------	---	-----------------	---------------

施策名	目標1-4 市場メカニズムを活用した海外における地球温暖化対策の推進				
施策の概要	京都議定書目標達成計画に基づき基準年総排出量比1.6%に相当する京都メカニズムクレジットの確保を目指すとともに、海外における我が国の排出削減・吸収への貢献を適切に評価する新たなメカニズム(二国間オフセット・クレジット制度)を構築し、我が国の温室効果ガス排出削減の目標達成に活用する。				
達成すべき目標	平成25年度までに我が国のクレジット取得量(CO2換算ト)の累積量を約1億取得する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)				
	当初予算(a)	-	23,038,257	12,090,465	7,765,566
	補正予算(b)	-	0	0	0
	繰り越し等(c)	-	4,055,778	(※記入は任意)	
合計(a+b+c)	-	27,094,035	(※記入は任意)		
執行額(千円)	-	26,367,421	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	京都議定書目標達成計画				

測定指標	クレジット取得量(CO2換算ト) 1 ※京都議定書目標達成計画に基づき政府が取得する量	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	25年度
	-	約1,540.4万(※契約量)	約3,103.5万(※契約量)	約4,150.0万(※契約量)	約400.0万(※契約量)	0(※契約量)	(18年度から25年度までの累積量)約1億	
	年度ごとの目標値							
	-	施策の進捗状況(実績)					目標年度	
	平成24年4月1日現在、総計約9,756万トン(CO2換算。うち移転実績総量8,959万トン)のクレジットを取得契約済み。					25		

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成23年度に765.5万トン(二酸化炭素換算)のクレジットが日本政府口座へ移転された。
	目標期間終了時点の総括	2013年(平成25年)度までに約1億トンCO2分の京都メカニズムクレジットを取得するため、平成24年度も2013年(平成25年)度を終期とする国庫債務負担行為及び当該年度の必要額を引き続き計上し、リスクを低減しつつ、費用対効果を考慮したクレジット取得を実施していく。また、国別登録簿の適切な管理、運営を引き続き実施する。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	市場メカニズム室	作成責任者名	市場メカニズム室 長 上田 康治	政策評価実施時期	24年 6月
-------	----------	--------	------------------------	----------	--------

施策名	目標4-7 東日本大震災への対応(災害廃棄物の処理)				
施策の概要	東日本大震災により発生した災害廃棄物の安全かつ迅速な処理を推進する。				
達成すべき目標	平成26年3月末までを目途に災害廃棄物の処理・処分を完了する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	750,947,382
		繰り越し等(c)	-	-	(※記入は任意)
		合計(a+b+c)	-	-	(※記入は任意)
	執行額(千円)	-	-	(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

1 災害廃棄物の処理・処分割合(%)		施策の進捗状況(23年度実績)	目標
		8.1	25年度
			100

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成26年3月末までに災害廃棄物の処理・処分を完了するという目標達成に向けて、広域処理の調整や災害廃棄物の再生利用の促進を図るなど、 災害廃棄物の処理・処分を加速させていく必要がある。取り組みを進めているところ。
	目標期間終了時点の総括	<p>○今回の震災においては、被災地に環境省職員やコンサルタントを派遣・常駐させる等の人的支援や、被災市町村が廃棄物処理を委託する際の再委託の特例等の法制上の特例措置、市町村が行う災害廃棄物処理事業の補助率の嵩上げなど、様々な取組を実施してきた。</p> <p>○平成24年3月末時点において、災害廃棄物の仮置場への搬入は、福島県内の警戒区域を除く市町村において概ね達成している。</p> <p>○平成23年度については、仮置場への搬入作業を重点的に行ってきたこともあり、災害廃棄物の処理・処分割合は、8.1%であるが、被災地の仮設焼却炉が順次稼働しており、今後の災害廃棄物の処理速度は上がっていくものと予想される。今後は、仮置場に移動した災害廃棄物の処理・処分を更に進めていくこととしている。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災に伴い発生した災害廃棄物の処理にあたり、国立環境研究所を中心として立ち上げた震災対応ネットワークの知見を活用し、津波堆積物処理指針等を取りまとめた。 災害廃棄物の処理の安全評価を行うため、災害廃棄物安全評価検討会を開催。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	------------------------	--------	-------	----------	---------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2
(環境省23-31)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)					
施策の概要	公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。					
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	2,349,950	1,989,288	1,690,837	1,600,209
		補正予算(b)				
		繰り越し等(c)			(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	2,349,950	1,989,288	(※記入は任意)	
執行額(千円)		2,212,618	1,806,796	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	基準値	実績値					目標値	
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度	
		-	-	-	-	-	-	-	
		年度ごとの目標値							
	2 健康被害予防事業等の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度	
		-	-	-	-	-	-	-	
		年度ごとの目標値							
	3 公害保健福祉事業の進捗状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度	
		-	-	-	-	-	-	-	
		年度ごとの目標値							
	4 環境保健対策基礎調査及び公害健康被害補償基礎調査の実施状況	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	
年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度		
-		-	-	-	-	-	-		
年度ごとの目標値									

施策に関する評価結果	目標の達成状況	公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者への公正な補償給付、同法による健康被害予防事業の推進並びに環境汚染による健康影響の継続的監視等により、被認定者の補償を確実に実施するとともに、並びに健康被害の予防及び健康の確保に努めた成果があった。
	目標期間終了時点の総括	公健法による被認定者に対する補償及び公害健康被害予防事業等については、地方公共団体等への事務費交付金、補助金の適切な交付により、迅速かつ公正で効果的・効率的に実施する。さらに大気汚染の状況について、幹線道路沿道における局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査及び環境保健サーベイランス調査の結果を患者会に説明し、リスクコミュニケーションに努める。

学識経験を有する者の知見の活用	補償給付については、指定疾病に係る専門家からなる認定審査会における審査をもって適正な給付を確保している。また、環境汚染による健康影響の継続的監視においては、臨床、疫学等の専門家からなる検討会において調査方法の妥当性、結果の評価を行っている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	環境保健部 企画課 保健業務室	作成責任者名	宮島 道也 加藤 祐一	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	-----------------	--------	----------------	----------	---------

施策名	目標10-2 放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の措置等				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染等の措置等を迅速に実施する。				
達成すべき目標	東京電力福島第一原子力発電所の事故によって飛散した放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減する。				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)			372,090,331
		補正予算(b)		199,662,889	
		繰り越し等(c)		(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)			(※記入は任意)	
	執行額(千円)			(※記入は任意)	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・第百七十九回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(原発事故の一日も早い収束のために) ・第百七十八回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(復旧・復興の加速)				

測定指標	1	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上の地域	/	施策の進捗状況(実績)	目標
				放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	長期的な目標 当該地域を段階的かつ迅速に縮小
	2	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、年間追加被ばく線量	/	施策の進捗状況(実績)	目標
				放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	長期的な目標 1ミリシーベルト以下
	3	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、一般公衆の年間追加被ばく線量	/	施策の進捗状況(実績)	目標
				放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	平成25年8月末まで 平成23年8月末と比べて約50%減少した状態
	4	追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満の地域における、子どもの年間追加被ばく線量	/	施策の進捗状況(実績)	目標
				放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等を実施中。	平成25年8月末まで 成23年8月末と比べて約60%減少した状態
	5	中間貯蔵施設の供用開始	/	施策の進捗状況(実績)	目標
				「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を実施中。	平成27年 供用開始

施策に関する評価結果	目標の達成状況 →放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。 →「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けて取り組んでいるところ。 ○放射性物質汚染対処特措法の成立(平成23年8月)後、基本方針の閣議決定、関係政省令の制定、除染関係ガイドラインの作成等を経て、平成24年1月から全面施行され、本法の基本方針等に基づき、除染等の措置等に取り組んでいるところ。具体的には、国が直接除染を実施する地域については、除染モデル実証事業、役場等公共施設における先行除染、常盤道における除染モデル事業等を実施するとともに、5市町村で除染計画を策定している(平成24年6月現在)。また、汚染状況重点調査地域に指定された市町村(104)のうち、約9割の市町村において本法に基づく除染計画又は緊急実施方針に基づく計画を策定している(平成24年6月現在)。さらに、本年1月に福島環境再生事務所及び除染情報プラザを開設し、4月からは県内に5つの支所を開設する等して、技術専門家とも連携し、市町村の個別の相談等に対応できる体制を構築している。 ○「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)に基づき、中間貯蔵施設設置に向けて取り組んでいるところ。
------------	--

	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に基づき、除染等の措置等や中間貯蔵施設に関する検討を進めているところ。引き続き、放射性物質汚染対処特措法に基づいて取り組んでまいりたい。</p> <p>○上記を踏まえ、放射性物質汚染対処特措法に基づき、関係自治体のご理解・ご協力を頂きつつ、仮置場の確保等諸課題に着実に取り組みながら、除染等の措置等を推進するとともに、中間貯蔵施設に関する検討を進めていく必要がある。</p>
--	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>環境回復検討会等</p>
------------------------	-----------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法基本方針 ・放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針(平成23年11月) ・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」(平成23年10月)
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>放射性物質汚染対処特措法施行チーム</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>江口 博行</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	--------------------------	---------------	--------------	-----------------	----------------